

「令和4年度 横浜市障害者相談支援事業業務委託（障害者支援施設）」 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱」第10条の規定に基づき、「令和4年度横浜市障害者相談支援事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 法人基本事項に関すること
- (2) 業務実施体制及び予定従事者の業務実務能力に関すること
- (3) 本委託業務に対する理解及び提案に関することの妥当性・実現性等

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とし、詳細は提案書評価基準に定めるものとする。

- (1) 法人基本事項に関すること
 - (2) 業務実施体制及び予定従事者の業務実務能力に関すること
 - (3) 本委託業務に対する理解及び提案に関することの妥当性・実現性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
 - 5 当該年度の業務実績等が良好と認められた場合で、翌年度の予算議決を経て成立した場合に限り、同委託業者と継続して単年度ごとに契約締結します。（令和8年度まで）

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|-----------------|
| 委員長 | 健康福祉局生活福祉部長 |
| 副委員長 | 健康福祉局高齢健康福祉課長 |
| 委員 | 健康福祉局障害福祉保健部長 |
| | 健康福祉局障害施策推進課長 |
| | 健康福祉局障害施設サービス課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 受託候補者の特定(評価の順位付け)は、評価委員会の各委員の評価の合計点が高い者から行う。ただし、「2 相談支援の実施体制」に関する項目において、1項目でも最低の評価があった場合は受託候補者の特定の対象から除くものとする。
- 6 受託候補者の特定(評価の順位付け)に際し、評価委員会の各委員の評価の合計点と同点である場合は、評価基準の「2 相談支援の実施体制」に関する項目の合計点が高い者を上位とし、その合計点も同点である場合は、同項目の(7)、(8)、(9)及び(10)の評価点の合計が高いものを上位とする。
- 7 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和3年10月20日から施行する。